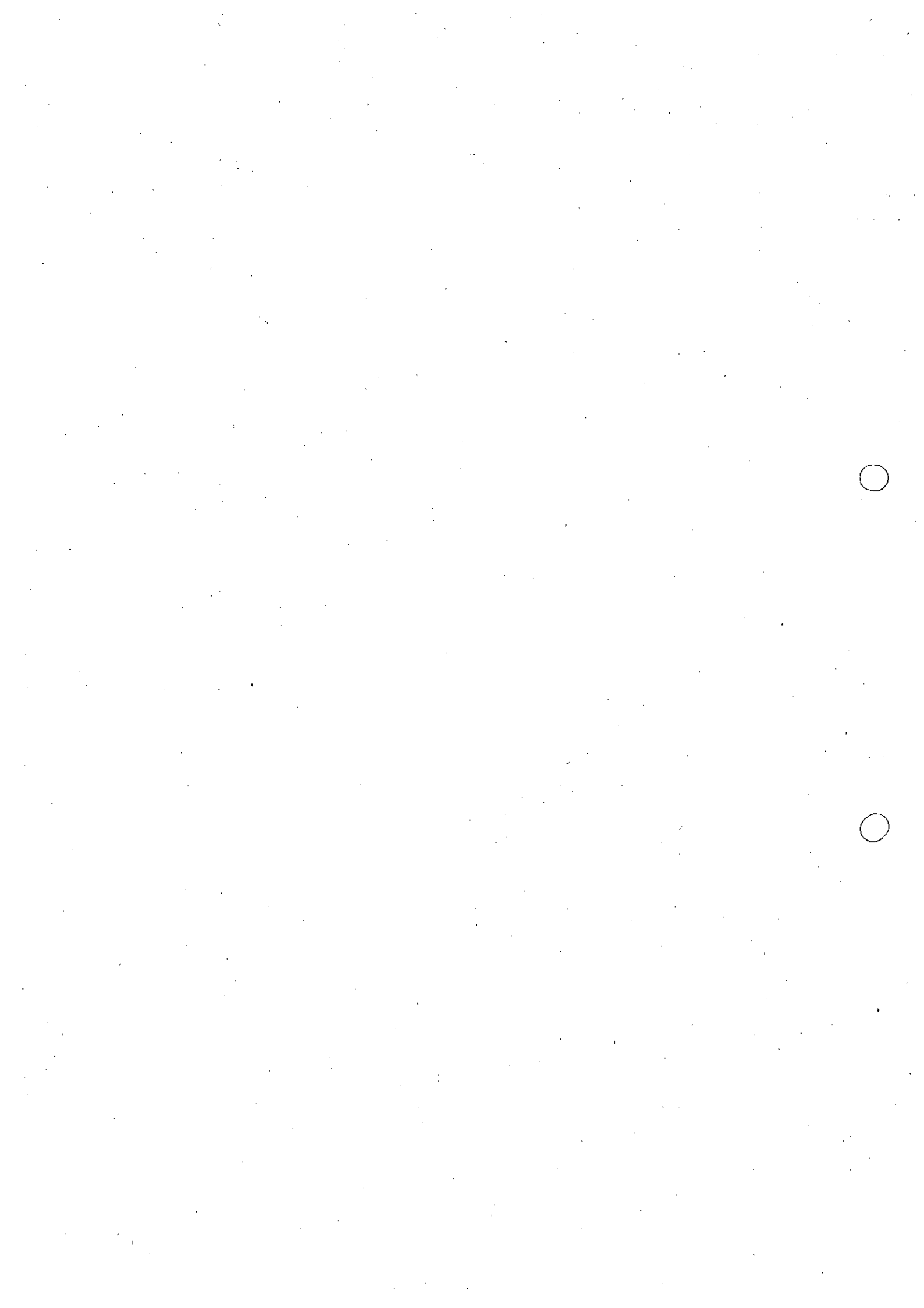


神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会

第42回「地域密着型サービス運営委員会」

資料2

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の募集
方針について



定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の募集方針について

1. 令和2年度（2020年度）の募集方針案

(1) 現状

本市における定期巡回・随時対応サービスは、現在14事業所となっている。（東灘区・北区・西区・須磨区・垂水区は2事業所、その他の区は1事業所）

令和元年度は、平成31年度に2事業所目の指定を行った東灘区・垂水区・須磨区を除き、6区で公募により各区1事業者の募集を行い、新たに3事業所を選定。

（北区・長田区・西区、令和2年4月1日指定に向け準備中）

(2) 令和2年度の募集方針案

- ・ 現在、複数事業所のない灘区・中央区・兵庫区において、各1事業所を追加整備する。
- ・ 指定区域は、行政区とする。（従来どおり）
- ・ 既存事業所が所在するあんしんすこやかセンター圏域外に事業所を置くものとする。
- ・ 指定期間は指定日から6年間（更新有）。
- ・ 指定期間の6年間において、今後の利用者数などの状況によっては、更なる追加整備や、公募制を廃止する場合がある。

2. 応募事業所の選定方法について

公募による事業者の募集・選考については、別途保健福祉局内に、外部委員を含む非公開の選考委員会を設置し、選考を行う。

（構成）

外部委員	（分野）	学識経験者 ケアマネジャー 医療関係者 地域住民 被保険者 弁護士・公認会計士
行政		

3. スケジュールについて

令和2年（2020年）

- | | |
|------|---|
| 3月 | 地域密着型サービス運営委員会
指定区域・指定期間・公募事業所数・選考委員会設置の承認 |
| 6月上旬 | （第1回）選考委員会
募集要項、採点基準の決定
募集開始 |
| 7月上旬 | 募集締切
事業者へのヒアリング・現地確認等 |
| 9月上旬 | （第2回）選考委員会
採点・選考 |

2021年

1月上旬 事業者による指定申請書類提出 } (事業所の判断で補助金が不要の場合は
3月1日～ 事業者指定・サービス提供開始 } 前倒し可能)

※第2回選考委員会後に開催される地域密着型サービス運営委員会にて、選考結果を報告。

<参考1 補助制度> ※令和2年度予定単価

(1) 開設に関する補助金

① 「開設準備経費補助金 (ソフト)」

- ・ 対象経費：事業所開設時の人件費、設備費、システム・端末費及び設置費等
- ・ 補助額：1事業所あたり14,000千円(上限額)
- ・ 負担割合：兵庫県10/10

② 「施設整備費補助金 (ハード)」

- ・ 対象経費：建築費・改修費
- ・ 補助額：1事業所あたり5,940千円(上限額)
- ・ 負担割合：兵庫県10/10

③ 「施設整備補助金2 (ハード)」

- ・ 対象経費：7,560千円を超える建築費・改修費
- ・ 補助額：3,780千円(上限)
- ・ 負担割合：県1/3、市1/3、事業者1/3

(2) 運営に関する補助金

① <拡充> 「定期巡回サービス事業者参入促進事業」 (確認中)

- ・ 対象事業者：新たに定期巡回サービスを実施する事業所

【令和2年度開設分】

- ・ 補助基準額：

区分	上限額
単独事業所の場合	11,448千円
特養・老健併設の場合	10,494千円
サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合	5,724千円

※収支赤字を超えない範囲

- ・ 補助期間：1年間
- ・ 負担割合：県1/2、市1/2

【令和元年度以前から継続分 ※従前どおり】

- ・ 補助基準額 250 千円/月

上記に加え、利用者が5～9名の場合に以下の金額を加算。

各月利用者数	5人	6人	7人	8人	9人
補助基準額 (千円/月)	100	80	60	40	20

※ただし、基準額と加算額を合わせて、1施設・1ヶ月あたりの収支赤字額が250千円を超えない範囲

- ・ 補助期間：サービス開始から3年間
- ・ 負担割合：神戸市1/2、兵庫県1/2

② 賃料補助

- ・ 補助対象：新たに定期巡回・随時対応サービスを提供する事業者で、事務所を賃貸借契約に基づき借り受けている事業者
- ・ 補助額：3,780千円（上限）
- ・ 補助期間：サービス開始から最長3年間
- ・ 負担割合：神戸市1/3、兵庫県1/3、事業者1/3

③ <拡充>定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業（確認中）

定期巡回サービスへの訪問看護ステーションの参入を促進するとともに、訪問看護の利用回数が多い対象者の利用拡大を図るため、要介護3以上の利用者に対して一定回数の訪問看護サービスを行った場合、一定額を補助する。

- ・ 補助単価

要介護	現 行（～令和元年度）		見直し後（令和2年度～）	
	補助基準額	訪問回数	補助基準額	訪問回数
3	3,000	4回	3,000	4回
			11,000	5回
			<u>19,000</u>	<u>6回</u>
4	11,000	5回	3,000	4回
			11,000	5回
			<u>19,000</u>	<u>6回</u>
			<u>27,000</u>	<u>7回</u>
5	3,000	5回	3,000	5回
	11,000	6回	11,000	6回
			<u>19,000</u>	<u>7回</u>
			<u>27,000</u>	<u>8回</u>

※下線部が今回拡充部分

- ・ 補助率：兵庫県3/4 神戸市1/4

<参考2 今後の整備方針（第37回地域密着型サービス運営委員会（平成29年12月14日開催）資料より）>

- 定期巡回サービスは、高齢者が中重度の要介護になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続する可能性を高めるものであり、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスであり、より推進が必要。
- 兵庫県は、県内で平成32年度までに100事業所、37年度までに300事業所の整備目標を掲げ、整備を拡充していく方針を示している。
- 本市の第7期介護保険事業計画案においては、「要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備拡大と、サービスの普及啓発を図ります。」と記載。



- 現在の指定事業所に加え、事業所を増やしていく。
- 一方で、定期巡回サービスの採算ラインは、1事業所当たり利用者21人とされているが、本市では、平成29年10月末時点の1事業所あたりの平均利用者数が約13人である状況を踏まえ、安定的な事業運営を推進するうえで、引き続き公募制を維持し、段階的な整備を進めていく。
- 今後の追加整備数は、地域密着型サービス運営委員会に別途提案。

神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護公募指定に係る公募選定委員会開催要綱

平成 24 年 7 月 17 日

保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市が定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者を公募選定するにあたって、中立性・公平性を確保するため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者選考に関する審査基準」(以下「審査基準」)をもとに専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、「神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護公募指定に係る公募選定委員会」(以下「委員会」)を開催する。

(委員)

第 2 条 委員会に参加する委員は、学識経験者をはじめ、ケアマネジャー、医療関係者、地域住民、介護保険被保険者、弁護士・公認会計士及び市関係職員のうちから、市長が委嘱する。

2 前項の規程により委嘱する委員の人数は、9名以内とする。

3 委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。ただし、平成 24 年度においては、任期を平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(会長の指名等)

第 3 条 保健福祉局長(以下「局長」)は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(委員会の非公開)

第 4 条 委員会において、神戸市情報公開条例第 10 条第 4 項に該当すると認められる情報について意見交換を行うため、委員会は、これを非公開とする。

(選定基準)

第 5 条 審査基準については別表によるものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は保健福祉局高齢福祉部が行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は保健福祉局高齢福祉部長が定める。

附 則 (平成 24 年 7 月 17 日決裁)

この要綱は、平成 24 年 7 月 17 日から施行する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者選考に関する審査基準（別表）

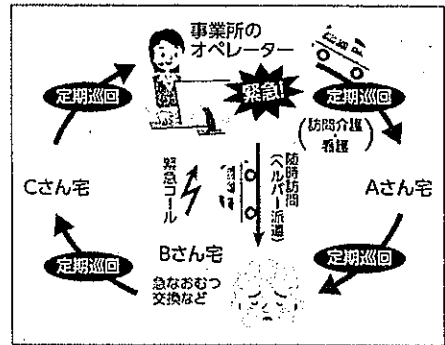
I 運営主体に関するもの	
I-1	適格性について
I-2	組織体制について
I-3	関係行政庁の監査及び指導状況
I-4	経営状況について
II 運営実績に関するもの	
II-1	医療・介護の運営実績について
II-2	管理者等の事業経験などについて
III 立地に関するもの	
III-1	地域との関係について
III-2	計画地及び立地条件について
III-3	土地・建物所有形態について
IV 事業計画について	
IV-1	運営理念・サービス提供の考え方について
IV-2	人員について
IV-3	設置機器について
IV-4	事業運営について
IV-5	地域医療等関係者との連携について
V 資金計画に関するもの	
V-1	資金計画について
VI 事業展開に関するもの	
VI-1	先駆的な取り組みの有無について
VI-2	利用者ニーズへの対応について
VI-3	地域包括ケアシステムへの対応について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス(以下「定期巡回サービス」)は、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期の巡回訪問と随時の対応を行うサービス。
- 1日複数回の訪問により、利用者の日々の心身の状況の把握が可能。
- 介護報酬は、一月単位の包括報酬。
- 次の2つの類型を定義。

- 1つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
- 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」



24時間対応型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)のイメージ

2. 現在の整備状況

指定区域	事業所名	法人名	事業形態	指定	指定期間満了日
				年月日	
東灘	住吉定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター	(福) 神戸老人ホーム	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	やさしい手東灘定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株)やさしい手	連携型	H31.2.1	R6.3.31
灘	うみのほし定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(福) 神戸海星会	一体型 連携型(一部)	H26.1.1	R7.3.31
中央	コウダイケアコールセンター	コウダイケアサービス(株)	一体型 連携型(一部)	H25.1.1	R6.3.31
兵庫	コウダイケアコールセンター兵庫	コウダイケアサービス(株)	連携型	H26.1.1	R7.3.31
北	なでしこ藤原台	(福) 恩賜財団済生会支部兵庫泉済生会	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	さくらホーム定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(福) やすらぎ福祉会	連携型	H27.4.1	R2.3.31
長田	高齢者ケアセンターながたホームヘルプサービス	(福) 神戸福生会	連携型	H25.1.1	R6.3.31
須磨	駒どり巡回サービス	(福) 駒どり	連携型	H26.1.1	R7.3.21
	駒どり巡回サービス須磨南	(福) 駒どり	連携型	H31.2.1	R6.3.31
垂水	エルフあんしんセンター・垂水	(株) エルフ	連携型	H26.1.1	R7.3.31
	オービーホーム定期巡回	(福) 丸	一体型	H31.4.1	R6.3.31
西	やさしい手持子定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株) やさしい手	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	正峰会あんしんケアコールセンター	(社医) 正峰会	一体型	H28.1.1	R6.3.31

※令和元年度に公募選定した3事業所(北区・長田区・西区)はR2.4.1指定に向け準備中

3. その他

(1) 兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡会の発足

神戸市内のサービス事業所が中心となり、平成29年9月に「神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者協議会」が発足し、サービスの普及・啓発を推進してきた。

更に、平成30年9月に今年度に兵庫県内の事業者による「兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡会」が発足（現在、兵庫県内で43事業所（うち神戸市内10事業所））。神戸市域だけではなく、県全体でサービスの普及・啓発に向けた取り組みを推進していく。

(2) サービスの普及に向けた兵庫県への要望

- ・ サービスの普及・啓発の取り組みを推進するため、兵庫県に対して令和2年10月に「定期巡回・随時対応サービスに係る支援の充実」について要望を実施。

【神戸市内の定期巡回サービス事業所の利用状況】

	26年 3月	27年 3月	28年 3月	29年 3月	30年 3月	31年 3月	令和元年 12月
利用者数(人/月)	64	88	98	126	149	182	184
1事業所あたり平均 利用者数(人/月)	7.1	9.8	8.9	11.5	13.5	13	16※

※H31.2月に指定された3事業所は除く（174人/11事業所）

<兵庫県内 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所数>

圏域	市町名	事業所数 (R元. 6月末)	
神戸	神戸市	14	
阪神	阪神南	尼崎市	4
		西宮市	3
		芦屋市	2
	阪神北	伊丹市	2
		宝塚市	2
		川西市	1
		三田市	1
		猪名川市	0
東播磨	明石市	4	
	加古川市	4	
	高砂市	1	
	稲美町	0	
	播磨町	0	
北播磨	西脇市	2	
	三木市	0	
	小野市	1	
	加西市	1	
	加東市	1	
	多可町	0	
播磨姫路	中播磨	姫路市	7
		市川町	0
		福崎町	1
		神河町	0
	西播磨	相生市	1
		赤穂市	0
			1
		たつの市	1
		太子町	1
		上郡町	0
	佐用町	1	
但馬	豊岡市	1	
	養父市	0	
	朝来市	0	
	香美町	0	
	新温泉町	0	
丹波	篠山市	1	
	丹波市	1	
淡路	洲本市	0	
	南淡路市	0	
	淡路市	0	
合計		59	

